

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（案）」に対する意見募集について

令和4年2月4日

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）第12条第1項では、政府はギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならないとされています。政府においては、平成31年4月19日に現行基本計画を策定し、これまで同計画に基づいてギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

令和4年4月で現行基本計画の策定から3年が経過することになるところ、基本法第12条第6項においては、政府は少なくとも3年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときにはこれを変更しなければならないとされています。

このため、上記基本法の規定に基づき検討を加え、所要の変更を行った、新たな「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（案）」について、以下の要領で広く国民の皆様からの御意見を募集いたします。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。

1. 意見募集対象

ギャンブル等依存症対策推進基本計画（案）

2. 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載

3. 意見募集期間

令和4年2月4日（金）から令和4年2月23日（水）まで
（電子メールの場合は午後5時まで。）

4. 意見提出方法

氏名、所属（会社名、役職等）、住所、電話番号及び電子メールアドレスを必ず明記の上、以下のいずれかの方法で御提出願います。提出いただく御意見につきましては、日本語に限ります。なお、本要領に基づかない応募や電話による御意見の受付は対応いたしかねますので、予め御了承下さい。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp>）意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

なお、2000文字を超える場合には、以下の電子メールの方式により提出してください。

(2) 電子メールの場合

電子メールアドレス：naikaku-gamble-koubo.h2xOcas.go.jp

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局 宛て

※ 件名には、必ず「パブリックコメント意見」と御記入下さい。

※ ファイル形式をテキスト形式にして送付して下さい。

※ 意見の対象箇所及び意見内容がわかるよう記載してください。

※ 迷惑メール防止のため、@を「○」と表示しています。メールをお送りになる際には、「○」を「@」に直してください。

※ 御意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

5. 意見の公開について

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。